

仕様書

- 1 工事名称 ハローワークプラザ下関事務所原状回復工事
- 2 工事場所 下関市竹崎町4丁目3-3
J R下関駅ビル 2階
- 3 工事期間 契約締結日から令和8年10月30日（金）
- 4 工事内容 事務所原状回復一式
- 5 一般事項 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(電気設備工事編)」及び「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(電気設備工事編)」による。
- 6 工事項目
事務所の図面等は別添図面の現状図並びに不用物品リストを参照すること。
 - (1) スチールパーテーション及びドア一式を撤去すること（不用物品リスト 6～17 参照）。なお、スチールパーテーション撤去時にOA床の接触部が露出するため、金属等を用いて補修すること。執務室内部の仕切りパーテーションも撤去を行うが、OAフロアに隙間ができるため、その部分についても補修すること。
 - (2) サインを撤去すること（スチールパーテーションに接着）。
 - (3) フロアカーペット及びOAフロアは撤去しないが、床に設置しているコンセント、LAN、電話線等の配線（モール含む）は全て撤去すること。
 - (4) ダウンライト以外の照明器具（天井灯）及びそれに付随する配線は撤去すること（不用物品リスト 19 参照）。なおダウンライト及び防災機器は残置すること。
 - (5) スイッチ②（別添照明スイッチ画像参照）については撤去し、壁補修を行うこと。スイッチ①はそのまま残置すること。
 - (6) ダウンライト以外の照明撤去後は天井補修すること。
 - (7) 造作掲示板及び掲示板を撤去すること（不用物品リスト 2、3 参照）。
 - (8) キッズコーナー造作壁を撤去すること（不用物品リスト 1 参照）
 - (9) 電気配線撤去は分電盤の2次側まで、分電盤の撤去はしないこと。
 - (10) 事務所内壁及び柱は壁表装及びLGS壁ボードは撤去しない。

(11) その他不用物品リストの什器類等について廃棄を行うこと。

7. 特記事項

(1) 施工時間

①施工時間は5時00分から10時00分、20時00分から22時30分とすること（23時以降は出入りが不可となるため留意すること）。

②音、粉じん、ニオイが生じない作業は10時00分～20時00分の間でも可能であること。ただし、近隣テナント、来客者から苦情があった場合はすぐに中止すること。

③荷捌場へのトラック等の搬入搬出は17時から22時30分まで（23時以降は出入りが不可となるため留意すること）。

(3) 資材搬入通路

事務所と搬入口は直結されており、施工時間内に搬入・搬出を行うこと。

なお、軽微な資材は日中でも搬入搬出可能であるが、常時、荷捌き所を占有することができないこと。軽微な資材以外の搬入搬出は5時00分から10時00分、20時00分から22時30分の間で行うこと。

(4) 養生

資材搬入通路及び既存部分等に汚損又は損傷が生じる恐れのある場合には適切な方法で養生を行うこと。

(5) 発生材

全て構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理すること。

産業廃棄物については、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出すること。

なお、産業廃棄物の保管場所が無い場合、定期的な搬出が必要となること（搬出は作業時間内に行うこと）。前日の17時以降であればコンテナを置いておくことは可能。

(6) 現場管理

ア 搬入口の荷捌き所は作業車両のみ駐車が可能で可能となること。

なお、作業員の車両は近隣の有料駐車場を利用すること。

イ 工事の着手に先立ち、近隣テナントに対して工事の施工上、必要な折衝（工事概要・作業工程・緊急連絡先の周知等）を行い、その概要を記録し、遅滞なく山口労働局総務課会計第一係に報告すること。

なお、工事に対して、第三者から説明要求又は苦情があった場合には、直ちに誠意をもって対応すること。

ウ 請負者の作業に起因して、トラブルを発生させた場合には、速やかに山口労働局総務課会計第一係に報告を行い、請負者の負担と責任において、

必要な措置を講じること。

エ 安全対策として、共用部と工事部の境界面についてはビニルシート、マスキングテープ、ネット等の養生材を用いること。

さらにカラーコーンを置き、第三者が工事部に接触、侵入しないよう設置すること。

(7) その他

仕様書等に定めのない事項又は工事の実施に当たり疑義が生じた場合には、必要に応じて山口労働局会計第一係と協議し、指示に従うこと。

8 その他

(1) 契約決定後、速やかに作業計画書（工程表）の作成・提出すること。

(2) 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方」による。

(3) 工事にあたっては、関係法令を遵守し、工事作業員及び当該商業施設の来客者の安全確保等に努めること。

(4) 必要に応じ、着工前に近隣テナント等へ周知するとともに、近隣テナント等に損傷を与えた場合には、現状に復帰すること。

必要に応じ近隣施設等の状況を写真撮影し事後に備えること。

(5) 工事に伴う関係官公署等への諸手続きは、請負業者がこれを代行し、必要経費も本工事に含む。

(6) その他付随工事が発生するような場合には、事前に山口労働局総務課会計第一あて協議すること。

(7) 共有通路等、作業終了後必ず清掃すること。

(8) 荷捌場の人荷用エレベーターを使用することとし、客用エレベーター、館内の階段やエスカレーターは使用禁止となること。

(9) 10月30日までに検査の合格も含めて施工完了すること。